

資料1

令和5年2月2日

国民健康保険運営協議会資料

## 国民健康保険事業について（諮問）

### 【諮問事項】

1. 後期高齢者支援金分保険料の賦課限度額の改正について
2. 出産育児一時金の改正について

## (諮問の背景と見直し案)

### 1. 賦課限度額の改正について

#### (1) 賦課限度額設定の必要性

保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があり、一方で、受益との関係において、受益を大きく上回る負担（医療機関を受診した際に受ける医療給付を大幅に上回る保険料）が課されると、保険に加入している意義を見いだせなくなり、保険料の支払い意欲や、制度及び事業の円滑な運営に支障をきたすことが懸念されるため、国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）において、被保険者の保険料負担に一定の上限額を定めています。

#### 賦課の最高限度額

・医療分	=65万円以下(施行令第29条の7第2項第10号)
・後期高齢者支援金分	=20万円以下(施行令第29条の7第3項第9号)
・介護分	=17万円以下(施行令第29条の7第4項第9号)

#### (2) 賦課限度額設定の考え方

現在、コロナ禍の受診控えなどで落ち込んだ医療費が上昇に転じ、今後も高齢化や医療技術の高度化等により、医療給付費の増嵩が見込まれる一方、保険料算定の根拠となる被保険者の所得は、十分に伸びない傾向にあります。このような状況下では、高所得層に応分の負担を求ることで、中低所得層に配慮した保険料を設定することが求められています。

社会保障の負担のあり方については、平成25年8月の『社会保障制度改革国民会議報告書』により、「年齢別」から「負担能力別」に切り替える考え方が示されました。特に国民健康保険においては、「相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みを改め、保険料の賦課限度額を引き上げるべき」とあると同時に、「低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を図るべき」と記されたところです。

このような考え方のもと、このたび「令和5年度税制改革大綱」（令和4年12月閣議決定）において、国民健康保険税の賦課限度額と軽減判定所得基準額を引上げる方針が決定されました。賦課限度額については、医療分を65万円で据置き、後期高齢者支援金分を20万円から22万円に2万円引上げ、介護分を17万円で据置き、賦課限度額合計を102万円から104万円にすることとされています。これに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、施行令の一部が改正され、令和5年4月1日から施行される予定です。

#### (3) 見直しについての考え方（事務局案）

現在、本市では、施行令に定める上限額と同額まで保険料を賦課しています。

保険料の賦課限度額を見直すことにより、被保険者間の保険料負担の公平性の確保と、中低所得層の負担軽減を図ることが可能であるため、本市においても、国の改正内容に基づき、令和5年度から後期高齢者支援金分の賦課限度額を20万円から22万円に引上げるよう、見直しを行うこととします。

つきましては、貴協議会の意見を求めます。

## 2. 出産育児一時金の改正について

### (1) 出産育児一時金の概要

出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者、またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一分娩あたり原則 42 万円（産科医療補償制度対象外の分娩は 40.8 万円）を支給する制度です。妊娠 12 週（85 日）以上が対象で、流産・死産の場合でも、医師の証明があれば申請することができます。なお、国民健康保険の出産育児一時金は任意給付であり、給付費の 3 分の 2 が一般会計からの法定繰入（国ルール分）で財源措置されています。

#### 《改正経過》

平成 6 年	出産育児一時金制度創設 支給額 30 万円
平成 18 年 10 月	支給額を 35 万円に引上げ
平成 21 年 1 月	産科医療補償制度創設 支給額 38 万円に引上げ (本来分 35 万円 + 産科医療補償制度掛金 3 万円)
平成 21 年 10 月	支給額を 42 万円に引上げ ※平成 23 年 3 月までの暫定措置 (本来分 39 万円 + 産科医療補償制度掛金 3 万円 = 42 万円)
平成 23 年 4 月	出産育児一時金 原則 42 万円の恒久化、直接支払制度の導入
平成 27 年 1 月	産科医療補償制度掛金の見直し（1 万 6 千円に引下げ） (本来分 40.4 万円 + 産科医療補償制度掛金 1.6 万円 = 42 万円)
令和 4 年 1 月	産科医療補償制度掛金の見直し（1 万 2 千円に引下げ） (本来分 40.8 万円 + 産科医療補償制度掛金 1.2 万円 = 42 万円)
令和 5 年 4 月	支給額を 50 万円に引上げ <予定> (本来分 48.8 万円 + 産科医療補償制度掛金 1.2 万円 = 50 万円)

### (2) 出産育児一時金の引上げについて

このたび、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和 4 年 12 月 15 日）において、「出産育児一時金の額は、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げるべき」とされました。これに基づき、厚生労働省においては健康保険法施行令等の一部を改正するとともに、国民健康保険条例参考例等の一部の改正を行い、令和 5 年 4 月 1 日から施行される予定です。

なお、出産育児一時金の引上げに伴う予算措置として、引上げ分（8 万円）の 3 分の 2 を地方交付税措置で手当てすることに加えて、令和 5 年度については、臨時に 1 件あたり 5 千円を追加で補助するとされています。

### (3) 引上げにかかる考え方（事務局案）

出産育児一時金の引上げについては、子育て世帯の経済的負担の軽減や少子化対策等に資する施策であるとの観点から、本市においても法令等の整備を行い、令和 5 年度から適用することとします。なお、令和 5 年度の当初予算については、令和 5 年 4 月分からの適用を可能とするため、出産育児一時金を引上げ後の 50 万円としたもので、歳入・歳出ともに調整しております。

つきましては、貴協議会の意見を求めます。

## 国民健康保険料の賦課限度額の改定経過

年度	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合計
H20	470,000	120,000	90,000	680,000
H21	470,000	120,000	100,000	690,000
H22	500,000	130,000	100,000	730,000
H23	510,000	140,000	120,000	770,000
H24	510,000	140,000	120,000	770,000
H25	510,000	140,000	120,000	770,000
H26	510,000	160,000	140,000	810,000
H27	520,000	170,000	160,000	850,000
H28	540,000	190,000	160,000	890,000
H29	540,000	190,000	160,000	890,000
H30	580,000	190,000	160,000	930,000
R1	610,000	190,000	160,000	960,000
R2	630,000	190,000	170,000	990,000
R4	650,000	200,000	170,000	1,020,000
R5	650,000	220,000	170,000	1,040,000

- ※ 後期高齢者支援金分は、平成20年度に制度が導入された。
- ※ 介護納付金分は、平成12年度に制度が導入された。
- ※ 網掛け太字を施した欄は、限度額を新たに設定または改定した年度。
- ※ R5年度は、予定を記している。

## 賦課限度額の改定による限度額超過世帯への影響

※ R4.12月末時点、R5料率案で算定

### 【医療給付費分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得	
65万円(現行) (改正なし)	119世帯 (1.3%)	1人世帯	8,670,000円
		2人世帯	8,278,000円

### 【後期高齢者支援金分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得	
20万円(現行)	146世帯 (1.6%)	1人世帯	7,744,000円
		2人世帯	7,390,000円
22万円(改正後)	122世帯 (1.3%)	1人世帯	8,574,000円
		2人世帯	8,190,000円

### 【介護納付金分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得	
17万円(現行) (改正なし)	100世帯 (2.6%)	1人世帯	6,304,000円
		2人世帯	5,857,000円

※「限度超過額に達する所得」は、基礎控除43万円を差し引く前の総所得額金額です。

## 軽減判定基準所得の拡充による軽減該当世帯数への影響

【現行】 28.5万円 × 加入者数 + 43万円 52万円 × 加入者数 + 43万円	軽減割合	国保加入者数				
		1人	2人	3人	4人	5人
	7割	43万円	43万円	43万円	43万円	43万円
	5割	71.5万円	100万円	128.5万円	157万円	185.5万円
	2割	95万円	147万円	199万円	251万円	303万円

+(給与所得者等の数-1) × 10万円

  

【改正後】 29万円 × 加入者数 + 43万円 53.5万円 × 加入者数 + 43万円	軽減割合	国保加入者数				
		1人	2人	3人	4人	5人
	5割	72万円	101万円	130万円	159万円	188万円
	2割	96.5千円	150万円	203.5万円	257万円	310.5万円

+(給与所得者等の数-1) × 10万円

※ 軽減制度拡充影響世帯数(R4現行率で試算:R4.12月末現在、全世帯:医療・支援 9,210世帯、介護 3,796世帯)

【現行】	7割軽減	構成比	5割軽減	構成比	2割軽減	構成比	軽減世帯計	構成比
医療・支援	2,879	31.26%	1,269	13.78%	1,073	11.65%	5,221	56.69%
介護	1,336	35.19%	501	13.20%	349	9.19%	2,186	57.59%

【改正後】	7割軽減	構成比	5割軽減	構成比	2割軽減	構成比	軽減世帯計	構成比
医療・支援	2,879	31.26%	1,288	13.98%	1,111	12.06%	5,278	57.31%
介護	1,336	35.19%	507	13.36%	364	9.59%	2,207	58.14%

<影響比較>	7割軽減	構成比	5割軽減	構成比	2割軽減	構成比	軽減世帯計	構成比
医療・支援	増減なし	—	19	0.21%	38	0.41%	57	0.62%
介護	増減なし	—	6	0.16%	15	0.40%	21	0.55%